

6 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

(1) 健全化判断比率等の分析

	比率	分 析 欄
①実質赤字比率	—	平成16年度から人件費削減・補助費の抑制等を実施しており、19年度決算においては普通会計の実質収支は黒字であるが、20年度以降も現在実施している歳出削減策を継続し、赤字とならない財政運営を目指す。
②連結実質赤字比率	—	普通会計同様、公営事業会計においても歳出削減策を実施しており、いずれの会計においても赤字がなく、19年度連結実質赤字比率はなしとなった。
③実質公債費比率	20.9%	早期健全化基準を4.1ポイント下回っているが、地方債の協議制度における許可団体となる基準の18%を2.9ポイント上回っている。 要因は、過疎対策事業債償還額や簡易水道事業債の償還に対する繰出金が増加しているためである。 なお、実質公債費比率は18年度比で0.1ポイント上昇し、平成20年度は元利償還金のピークを迎えるが、標準財政規模の伸びにより平成19年度より若干低下するものと思われる。21年度以降は償還金が徐々に減少し、普通交付税や臨財債の動向にもよるが23年度には18%未満となる見込みとなる。
④将来負担比率	135.0%	比率は早期健全化基準を大きく下回っている。 なお、将来負担額の中で最も大きい負担は簡易水道事業債残高のうち一般会計で負担すべき分であるが、今後大規模な事業は予定されていないため、20年度以降は減少していく見込みとなる。 普通会計の地方債残高は臨時財政対策債や過疎債等の交付税算入率が高いものがあり、負担額から控除される分が多く、将来の大きな負担とはなっていないため将来負担比率が低くなっていると考えられる。
⑤資金不足比率		
簡易水道特別会計	—	平成19年度の資金不足額はなく、平成20年度以降においても現在のところ資金不足が発生するような懸案事項はないが、簡易水道事業債の償還金が大きく、基準外繰出があるため、平成16年度～平成20年度まで段階的に料金の値上げを実施し、一般会計の負担を抑えている。
宅地造成事業特別会計	—	平成19年度の資金不足額はなく、平成20年度以降においても資金不足が発生するような懸案事項はない。

(注)1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「—」と表示している。

2 「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「—」と表示している。

(2) 今後の対応方針

起債を要する大規模な事業をできるだけ抑え、財政状況を見て繰越資金の繰上償還を実施し、実質公債費比率及び将来負担比率が悪化しないよう努める。
実質赤字比率、連結実質赤字比率においては、税や使用料の滞納分の徴収や未利用財産の売払い等の歳入確保に努め、職員給の独自削減など現在実施している歳出削減策を継続し、赤字とならない財政運営を目指す。